

記載要領等

事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書

《使用目的等》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例（受贈）事業用資産の全てについて一定の譲渡等をしたとき又は事業を廃止したときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用してください。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等をした日又は事業を廃止した日から2か月以内（これらの日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に係る書類を添付して提出する必要があります。

（注） 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」を使用してください。

（注1） 「租税特別措置法（第70条の6の8第17項第1号又は第70条の6の10第18項第1号）に該当する場合」とは、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例事業受贈者・相続人等と同法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の者に対して特例（受贈）事業用資産の全てを譲渡又は贈与（以下「譲渡等」といいます。）をしたときをいい、「租税特別措置法（第70条の6の8第17項第2号又は第70条の6の10第18項第2号）に該当する場合」とは、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例（受贈）事業用資産に係る事業の廃止をしたときをいいます。

（注2） 「第 号」の箇所については、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分		記載例
①	直前3年内の各年※のうち2以上の年において特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得の金額が零未満である場合	第 <u>1</u> 号
②	直前3年内の各年※のうち2以上の年において、特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得の総収入金額が、その各年の総収入金額を下回る場合	第 <u>2</u> 号
③	特例事業受贈者・相続人等が心身の故障その他の事由により特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事することができなくなった場合	第 <u>3</u> 号

※ 「直前3年内の各年」とは、1の事由が生じた日の属する年の前年以前3年内の各年をいいます。

（注3） 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ニの額に基づき再計算した金額）」とは、4②ニの額を租税特別措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして同法第70条の6の8第2項第3号又は第70条の6の10第2項第3号の規定により計算をした金額をいいます。

（注4） 「対価の額」とは、特例（受贈）事業用資産の譲渡等の対価の額又は事業の廃止の直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額をいいます。

なお、特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額については、「特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）」の記載に基づいて記載してください。

（注5） 「必要経費不算入対価等」とは、譲渡等があった日又は事業の廃止をした日以前5年以内において特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の計算書」を使用し当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

<事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書 記載要領等>

《添付書類》

- 1 譲渡等に係る契約書の写しその他の書類で、租税特別措置法第70条の6の8第17項各号又は第70条の6の10第18項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- 2 譲渡の対価の額を証する書類（事業を廃止した場合は不要です。）
- 3 「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書」
- 4 貸借対照表、損益計算書その他の書類で租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項各号（第40条の7の10第31項において準用する場合を含みます。）に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- 5 「特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）」
- 6 その他参考となるべき事項を記載した書類